



東セ総第3号
令和元年5月7日

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

DENIZ 様

入国者収容所
東日本入国管理センター所長 石崎 勇



平成31年3月1日付け受付東セ個開第174号及び第175号で開示請求のあった保有個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ **部分開示** ）
 - (1) 東セ個開第174号
東日本入国管理センターが保有する開示請求者本人に係る平成31年1月17日から同月30日までの隔離の措置に関する報告書
 - (2) 東セ個開第175号
東日本入国管理センターが保有する開示請求者本人に係る平成30年4月1日から平成31年3月1日までの間に提出された不服申出関係書類一式
- 2 不開示とした理由部分とその理由
 - (1) 上記1の保有個人情報に記録されている当センター職員の署名、氏名及び印影部分その他開示請求者以外の者に係る情報は、法第14条第2号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当することから、同号イに係る部分を除いて、本情報が記録されている部分を不開示とした。
 - (2) 上記1の保有個人情報には、収容施設の保安・警備体制が記録されており、本情報を開示することによって、警備執務体制が明らかとなり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条第5号に該当するため、本情報が記録されている部分を不開示とした。
 - (3) 上記1の保有個人情報には、当センター職員の意見が記録されており、当該情報を開示することによって、行政機関における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法第14条第6号に該当し、かつ、その結果として当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第14条第7号柱書きに該当するため、本情報が記録されている部分を不開示とした。
 - (4) 上記1(1)の保有個人情報には、処遇業務に係る当センターの着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価が含まれており、本情報を開示することによって、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第14条第7号柱書きに該当するため、本情報が記録されている部分を不開示とした。
 - (5) 上記1(2)の保有個人情報には、不服申出制度に係る当センターの着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価が含まれているほか、国の機関が行う事務に関する情報である当センターの電話番号が記録されており、本情報を開示することによって、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第14条第7号柱書きに該当するため、本情報が記録されている部分を不開示とした。

※ この決定について不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出入国在留管理庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、水戸地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所にこの決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的
 出入国在留管理行政の施策策定並びに外国人の出入国及び在留の管理のため利用する。

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施方法等により、開示を実施できます。

（実施の方法）写しの送付

なお、下表に記載した開示の実施方法のうち、保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法、(2)に記載された日時のうち都合のよい日を選択することもできます。

開示の実施の方法	
①事務所における開示	閲覧、複写機により複写したものの交付
②写しの送付の方法	準備に要する日数 7日 送付に要する費用 普通郵便 570円 簡易書留 800円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所
 日時：5月14日から6月13日まで（土・日曜及び祝日を除く。）
 時間：8時30分から17時15分まで（昼休みを除く。）
 場所：入国者収容所東日本入国管理センター総務課

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

日数：「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料（見込額）：第一種郵便物（定形外1kgまで570円）

第一種郵便物（定形外500gまで及び簡易書留の加算料金800円）

* 担当課等 入国者収容所東日本入国管理センター総務課総務係
 茨城県牛久市久野町1766番地1
 TEL：029-875-1291

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「*担当課等」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は郵送料（郵便切手）が必要となります。

2 決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、本件通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

3 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をお持ちください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手又は総務大臣が定める証票で送付してください。

4 担当課等

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。